

○ 招 集 告 示

蓮田白岡衛生組合告示第5号

令和7年第1回（3月）蓮田白岡衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年3月14日

蓮田白岡衛生組合

管理者 山 口 京 子

1 期 日 令和7年3月21日（金）午前9時00分

2 場 所 蓮田白岡衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和7年第1回（3月）定例会 会期 3月21日 1日間

応招議員（12名）

1 番	江 原 浩 之 議員	2 番	浜 口 清 志 議員
3 番	高 橋 健 一 郎 議員	4 番	松 本 栄 一 議員
5 番	木 佐 木 照 男 議員	6 番	石 渡 征 浩 議員
7 番	深 田 康 孝 議員	8 番	武 藤 康 史 議員
9 番	近 藤 純 枝 議員	10 番	齋 藤 昌 司 議員
11 番	斎 藤 信 治 議員	12 番	菱 沼 あ ゆ 美 議員

不応招議員（なし）

令和7年第1回（3月）蓮田白岡衛生組合議会（定例会）会議録

令和7年3月21日（金曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 諸報告
- 6 管理者提出議案の報告並びに上程
- 7 議案第1号～議案第6号の一括上程
- 8 管理者提出議案の総括説明
- 9 議案第1号の内容説明
- 10 議案第1号に対する質疑
- 11 討 論
- 12 採 決
- 13 議案第2号の内容説明
- 14 議案第2号に対する質疑
- 15 討 論
- 16 採 決
- 17 議案第3号の内容説明
- 18 議案第3号に対する質疑
- 19 討 論
- 20 採 決
- 21 議案第4号の内容説明
- 22 議案第4号に対する質疑
- 23 討 論
- 24 採 決
- 25 議案第5号の内容説明
- 26 議案第5号に対する質疑
- 27 討 論
- 28 採 決

- 2 9 議案第 6 号の内容説明
- 3 0 議案第 6 号に対する質疑
- 3 1 討 論
- 3 2 採 決
- 3 3 副管理者の挨拶
- 3 4 閉 会

午前 9 時 0 0 分開会

出席議員（12 名）

1 番	江 原 浩 之	議員	2 番	浜 口 清 志	議員
3 番	高 橋 健 一 郎	議員	4 番	松 本 栄 一	議員
5 番	木 佐 木 照 男	議員	6 番	石 渡 征 浩	議員
7 番	深 田 康 孝	議員	8 番	武 藤 康 史	議員
9 番	近 藤 純 枝	議員	10 番	齋 藤 昌 司	議員
11 番	斎 藤 信 治	議員	12 番	菱 沼 あ ゆ 美	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人

山 口 京 子	管 理 者	藤 井 栄 一 郎	副管理者
齋 藤 照 雄	会 計 者 管 理 者	齋 藤 芳 和	事務局長
高 橋 利 男	次 長 兼 庶務課長 兼 室 長	片 岡 司	次 長 兼 施設管理 課 長
大 矢 周 治	廃 棄 物 対 策 課 長	町 井 孝 行	蓮 田 市 参 事 兼 み ど り 長 環 境 課
伊 藤 真 州	白 岡 市 環 境 課 長		

事務局職員出席者

書 記 中 山 和 夫	書 記 安 野 敏 幸
書 記 二 俣 正 和	書 記 中 野 泰 孝
書 記 松 浦 由 貴	書 記 丸 山 壮 太

◇

◎開会の宣告

(午前9時00分)

○江原浩之議長 改めまして、おはようございます。春分に入りまして、草花も香り、春らしくなつた今日この頃でございますが、議員の皆様におかれましては、健勝にて議会出席を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○江原浩之議長 直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○江原浩之議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

7番 深 田 康 孝 議員

8番 武 藤 康 史 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○江原浩之議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月21日の1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎諸報告

○江原浩之議長 日程第3、諸報告をいたします。

本定例会に説明員として出席通知のある者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。



◎管理者提出議案の報告並びに上程

○江原浩之議長 日程第4、管理者提出議案の報告並びに上程を行います。

齋藤事務局長。

〔事務局長朗読〕

○江原浩之議長 ただいま報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。



◎議案第1号～議案第6号の一括上程

○江原浩之議長 議案第1号から議案第6号を本定例会に上程いたします。



◎管理者提出議案の総括説明

○江原浩之議長 日程第5、管理者提出議案の総括説明を求めます。

山口管理者。

○山口京子管理者 皆さん、おはようございます。江原浩之議長さんのお許しをいただきましたので、提出議案につきましてご説明を申し上げたいと存じますが、その前に一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和7年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会が開催されますこと、厚く御礼を申し上げます。議員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。また、議員の皆様には、両市をはじめ組合進展のため多大なるご尽力をいただいておりますことに重ねて御礼を申し上げます。

それでは、提出議案につきましての総括説明をさせていただきます。失礼でございますが、着座にて説明させていただきたいと思っております。失礼いたします。

ご審議を賜ります案件は、条例関係が4件、予算関係が2件でございます。

初めに、議案第1号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。本条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、子の看護休暇の見直し及び超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大をするとともに、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備したいため、提案をするものでございます。

次に、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。本条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、提案するものであります。

次に、議案第3号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。本条例は、令和6年8月8日付けの人事院勧告に鑑み、職員の給料表及び諸手当の支給割合の改定等を行うため、提案するものでございます。

次に、議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明を申し上げます。本条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので、提案するものであります。

次に、議案第5号 令和6年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,802万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,292万4,000円とするものでございます。

第2条につきましては、繰越明許費2件を追加するものでございます。

それでは、歳入の主な内容につきましてご説明を申し上げます。2款使用料及び手数料につきましては、リサイクルプラザの使用料及び有料指定ごみ袋の販売手数料を増額するものでございます。

次に、3款財産収入につきましては、施設整備基金の基金運用等に伴う収入の増額のほか、資源物の売却収入について増額するものでございます。

次に、6款諸収入につきましては、組合預金利子及び雑入について増額するものでございます。

次に、歳出であります。1款議会費につきましては、執行見込みのついた事業費を減額するものでございます。

2款総務費につきましては、執行見込みのついた事業費を減額するほか、施設整備基金費について、蓮田白岡衛生組合施設整備基金条例に基づき、将来の財源として1,700万2,000円の積み増しをお願いするものでございます。

3款衛生費につきましては、指定ごみ袋の製作費等の増額をお願いするほか、執行見込みのついた事業費を減額するものでございます。

続きまして、議案第6号 令和7年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算につきましてご説明を申し上げます。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,285万6,000円と

定めるものでございまして、対前年度比では7.7%の増額となっております。

第2条につきましては、環境センターだより印刷製本費のほか19件の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

第3条においては、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めてございます。

第4条においては、一時借入金の限度額を1億円と定めてございます。

次に、歳入につきまして申し上げます。分担金及び負担金につきましては、両市にご負担をいただくものでございます。予算全体の構成比としては69.3%でございます。予算額につきましては14億5,101万9,000円で、対前年度比0.4%の増でございます。

使用料及び手数料につきましては、ごみ手数料及びし尿手数料を計上しております。予算額につきましては4億2,737万7,000円で、対前年度比8.2%の増でございます。

国庫支出金につきましては、発注者支援業務委託に係る循環型社会形成推進交付金580万円を計上しております。

財産収入につきましては、鉄、アルミ、ペットボトル、古紙などの売却益を計上しております。予算額につきましては1億468万2,000円で、対前年度比27.2%の増でございます。

繰越金につきましては、前年度と同額の2,000万円を計上しております。

諸収入につきましては、預金利子のほか、職員等の駐車場利用料を計上しております。

組合債につきましては、旧し尿処理施設及びテント倉庫解体工事を行うための財源として8,250万円を計上しております。

次に、歳出の主なものにつきまして申し上げます。議会費につきましては179万6,000円で、対前年度比38.5%の減でございます。

総務費につきましては4億7,971万7,000円で、対前年度比49.2%の増でございます。

衛生費につきましては14億4,977万8,000円で、対前年度比0.1%の減となっております。

公債費につきましては1億5,656万5,000円で、対前年度比4.6%の減となっております。

予備費につきましては、前年度と同額の500万円を計上しております。

詳細につきましては、後ほど事務局からご説明を申し上げます。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきました。慎重審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提出議案の総括説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○江原浩之議長 管理者提出議案の総括説明が終わりました。



◎議案第 1 号の内容説明

○江原浩之議長 日程第 6、議案第 1 号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

齋藤事務局長。

○齋藤芳和事務局長 それでは、議案第 1 号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきまして内容説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案第 1 号の最後のページに添付してございます蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の概要のほうを御覧いただきたいと思います。

まず、1 の趣旨でございますが、今回の改正は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、子の看護休暇の見直し及び超過勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大するとともに、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正をするものでございます。

次に、2 の内容を御覧ください。(1) といったしましては、育児のための所定外労働の制限について、職員が請求した場合に、超過勤務免除の対象となる子の範囲を、現行の「3 歳未満の子」から「小学校就学前の子」に拡大するものでございます。

次に、(2) といったしましては、子の看護休暇を改正するものでございまして、「感染症に伴う学級閉鎖等により子の世話をする場合に取得する休暇」や「子の入園、卒園、入学等の行事に参加する場合に取得する休暇」をそれぞれ整備するとともに、対象を拡大し、「小学校の始期に達するまでの子」から「小学校第 3 学年終了前の子まで」とするものでございます。

次の(3) といったしましては、仕事介護の両立支援制度に関する周知の強化等をするものでございます。

最初に、アでは、家族の介護の必要が生じた職員に対して、介護両立支援制度等を周知し、制度利用の意向を確認いたします。

次に、イでは、仕事と介護の両立支援制度を、十分活用できないまま、介護離職に至ることを防止するため、40 歳到達年度に介護両立支援制度等に関する情報提供を行います。

最後に、ウでは、介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるよう、研修や相談窓口を設置するなど、勤務環境を整備するための改正を行うものでございます。

次に、3、施行期日等でございますが、(1)、育児のための所定外労働の制限の改正につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

(2)、附則第 2 項といったしましては、3 歳から小学校就学前の子に係る超過勤務免除について、施行期日前においても請求することができる旨を定めるものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○江原浩之議長 説明が終わりました。



◎議案第1号に対する質疑

○江原浩之議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、菱沼議員。

○12番 菱沼あゆ美議員 第18条のところで、40歳という年齢を設けていることになってはいますけれども、まずはこれの40歳というのはなぜなのか、根拠をお伺いいたします。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼庶務課長兼会計室長 こちらの40歳の根拠でございますが、介護保険制度への加入が40歳からとなっております、自身も加齢に起因する疾病により介護が必要となる可能性が高まることに加えて、自身の親が高齢となり、介護が必要な状況になる可能性が高まることから鑑み、40歳からとさせていただきます。

以上となります。

○江原浩之議長 12番、菱沼議員。

○12番 菱沼あゆ美議員 続いてお聞きしたいのが、その条例の下のところ、措置として支援制度など、あと相談体制、窓口も設けられるのか、その辺り具体的にどうされるのか、お伺いをしたいと思います。

あと、ちょっと40歳という上ではなっていますが、40歳に達しなくてもその必要性が認められる、認められるというか、必要性を生じる場合も多々あるかと思われるのです。ヤングケアラーとかいう言葉も今はある時代ですので、そういったことも加味してお伺いをいたします。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼庶務課長兼会計室長 今の議員さんのほうのお答えをいたします。

40歳未満の周知につきましても、組合の職員への周知を行う形で、組合内ではグループウェアやリーフレットの周知を考えておりまして、40歳以上の方だけではなく、全職員へも周知を行い、制度の内容について周知していく予定でございます。

○江原浩之議長 12番、菱沼議員。

○12番 菱沼あゆ美議員 そのリーフレットなどなのですが、具体的に内部として作られるのか、それとも外部委託とか、その辺りもお伺いしたいと思います。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼庶務課長兼会計室長 こちらのほうのリーフレットですが、厚生労働省のほうからガイドラインが出ておりまして、そちらを参考に作成させていただきたいと考えております。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○江原浩之議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○江原浩之議長 これより採決に入ります。

議案第1号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○江原浩之議長 ご着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の内容説明

○江原浩之議長 日程第7、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

齋藤事務局長。

○齋藤芳和事務局長 それでは、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして内容説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案第2号の本文を御覧ください。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、規定の整備をしたいので、提案するものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○江原浩之議長 説明が終わりました。



◎議案第2号に対する質疑

○江原浩之議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○江原浩之議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○江原浩之議長 これより採決に入ります。

議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○江原浩之議長 ご着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の内容説明

○江原浩之議長 日程第8、議案第3号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

齋藤事務局長。

○齋藤芳和事務局長 それでは、議案第3号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして内容説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案第3号の最終ページに添付してございます蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要、こちらの資料を御覧いただきたいと存じます。

まず、1の趣旨でございますが、今回の改正は令和6年8月8日に示された人事院勧告の趣旨に鑑み、職員の給料表及び諸手当の支給割合の改定等を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の内容を御覧ください。(1)の第1条関係、蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、アにつきましては、昇給の基準の見直しとして、55歳を超える職員及び8級の職員の昇給について、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定することに改正するものでございます。

次に、イ、扶養手当につきましては、7級以下の職員の配偶者について、現行の配偶者手当6,500円を、令和7年度は3,000円に、令和8年度以降は支給しないことに改正するものでございます。

また、8級職員の配偶者手当につきましては、現行の3,500円から令和7年度以降は支給しないことに改正するものです。

また、子1人当たりの扶養手当については、現行の1万円を、令和7年度は1万1,500円に、令和8年度以降は1万3,000円に改正するものです。

次に、ウの地域手当の改定でございますが、地域手当の月額について、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計に乗ずる率について、現行の6%から令和7年度は5%に、令和8年度以降は

４％に段階的に改定するものです。

次のエにつきましては、定年前再任用短時間勤務職員に対して、住居手当を新たに支給する規定を整備するものでございます。

最後に、オにつきましては、国の俸給表に準じた給料表に改定するものです。

続きまして、(２)、第２条関係の蓮田白岡衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正につきましては、蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の文言整理を行うものでございます。

裏面を御覧ください。３の(１)、施行期日につきましては、令和７年４月１日から施行するものです。

次の(２)の附則第２項につきましては、令和７年４月１日の切替日前日において、行政職給料表の適用を受けていた職員について、その者が受けていた旧号給に応じて号給の切替表を定めるものです。

次の(３)の附則第３項につきましては、給料表の切替日前に職務の級を異にする異動をした職員について、号給の調整を行うことができる旨を定めるものでございます。

次の(４)の附則第４項及び第５項につきましては、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間における扶養手当及び地域手当に関する経過措置を定めるものです。

次の(５)の附則第６項につきましては、本条例の施行に関し、必要な事項を規則で定めるものでございます。

最後に、(６)の附則第７項から第９項につきましては、蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部の改正に伴う所要の文言整理を行うものです。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○江原浩之議長 説明が終わりました。



◎議案第３号に対する質疑

○江原浩之議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

７番、深田議員。

○７番 深田康孝議員 深田です。お世話になります。ウの地域手当の改定についてお伺いします。

この改定によって職員への影響、対象者であったりとか、減額で幾らぐらい減額されるのかというところをお答えください。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼庶務課長兼会計室長 職員の影響額でございますが、５％に下げた場合につきましては、平均しますと５万３,６２５円の減になります。４％に下げた場合につきましては、１０万７,２２９円が減になる予想になっております。

以上になります。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○江原浩之議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

７番、深田議員。

○７番 深田康孝議員 この議案第３号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に対して反対する立場で討論します。

この条例は、２０２４年８月８日の人事院勧告に鑑み、職員の給与を改定するために提案されたものです。この条例案では、現在６％の職員の地域手当を２０２５年度には５％、２０２６年度には４％に引き下げることが提案されています。

先ほどその影響をお聞きしましたが、４％にすると１０万円ほど減額があるというようなお答えがありました。物価高騰を上回る賃金の引上げが大きな流れとなっている中でこれに逆行するものであり、到底認めることはできません。

また、特に生活圏、通勤圏が同じ自治体間で給与に差が出ることが問題視されており、採用などにも影響するため、中には減額せず、据置きとする自治体があることも事実であります。

そもそも人事院の給与勧告は、ストライキ権が認められていない公務員の労働基本権制約の代償措置として職員に対し社会一般の情勢に適用した適正な給与を確保する機能を有するものです。今回の人事院勧告自体が問題であるとも考えます。日本共産党は、公務員を含む全ての労働者の生活と権利を守る立場からこの条例案に反対します。

以上です。

○江原浩之議長 次に、賛成討論の発言を許します。

賛成討論ありませんか。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○江原浩之議長 これより採決に入ります。

議案第 3 号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○江原浩之議長 ご着席ください。起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第 4 号の内容説明

○江原浩之議長 日程第 9、議案第 4 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

齋藤事務局長。

○齋藤芳和事務局長 それでは、議案第 4 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案第 4 号の最終ページに添付してございます刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の概要、こちらの資料を御覧いただきたいと存じます。

1、趣旨でございますが、刑法等の一部を改正する法律において、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」を創設するなどの改正が行われることに伴い、所要の改正をするものでございます。

次に、2 の関係条例でございますが、(1)、蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の第 1 条及び(2)、蓮田白岡衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の第 2 条が該当いたします。

3 の内容でございますが、改正内容は、各条例の規定中「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、4、施行期日でございますが、刑法等の一部を改正する法律の施行日が令和 7 年 6 月 1 日

であることから、本条例も同日に施行するものでございます。

次の（２）、附則第２項については、条例の施行日前の行為の処罰については、改正前の条例を適用するため経過措置を設けるものでございます。

次の（３）、附則第３項については、罰則規定を含む条例の改廃を行った際に設けた経過措置の規定を適用する場合において、今回の刑法改正に伴ってその罰則の適用に影響を生じないようにするための経過措置を設けるものです。

次の（４）、附則第４項及び第５項については、懲役や禁錮に処せられた者やこれらの刑で起訴された者を人の資格制限の対象としている場合等に、今回の刑法改正に伴ってこれらの刑が拘禁刑に改正されたとしてもその対象となる範囲に影響が生じないようにするための経過措置を設けるものです。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○江原浩之議長 説明が終わりました。



◎議案第４号に対する質疑

○江原浩之議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○江原浩之議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○江原浩之議長 これより採決に入ります。

議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、
原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○江原浩之議長 ご着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の内容説明

○江原浩之議長 日程第10、議案第5号 令和6年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）
についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

齋藤事務局長。

○齋藤芳和事務局長 それでは、議案第5号 令和6年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）につきまして内容説明をさせていただきます。

初めに、第1条でございますが、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,802万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,292万4,000円とするものでございます。

第2条につきましては、繰越明許費の補正として2件の追加をお願いするものでございます。

1ページをお開きください。初めに、歳入でございますが、2款使用料及び手数料及び3款財産収入並びに6款諸収入において増額をお願いするものでございます。

次に、歳出では、1款議会費を減額し、2款総務費及び3款衛生費の増額をお願いするものでございます。

2ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正ですが、ポンプ類部品交換工事は、ごみ処理施設の工事において、水噴射ポンプ等の部品調達に時間を要し、年度内の完了が難しいことから繰越明許費の補正をお願いするものです。

次の投入口フットスイッチ交換工事につきましては、し尿処理施設の工事において、部品調達に時間を要し、年度内の完了が難しいことから繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算に関する補正につきまして事項別明細書にてご説明を申し上げます。

4ページをお開きください。初めに、歳入につきましてご説明申し上げます。2款1項1目使用料、

リサイクルプラザ使用料につきましては、リサイクルプラザの貸室の使用料が当初の見込みを上回ることから、8,000円を増額するものでございます。

次に、2款2項1目手数料、ごみ処理手数料（有料指定ごみ袋）につきましては、指定ごみ袋の販売数が予測を上回る見込みであることから、859万6,000円を増額するものでございます。

次に、3款1項1目利子及び配当金につきましては、金利上昇に伴い、施設整備基金の利子及び定期預金として運用した際の収益として31万1,000円を増額するものでございます。

次に、3款2項1目物品売払収入、鉄・アルミ売却につきましては、鉄プレスなど数量、単価が下落しているものもございませうけれども、アルミプレスや粗大鉄など見込みを上回ることから、510万円を増額するものでございます。

次に、6款1項1目組合預金利子につきましては、普通預金の利子でございませう。

5ページをお開きください。6款2項1目雑入、広告収入につきましては、収集日程表及びホームページの広告収入を増額するものでございませう。

次の体験講座参加費につきましては、エコプラザで実施している体験講座の参加者が見込みを下回ることから、4,000円を減額するものでございませう。

次の公有建物災害共済金につきましては、令和6年8月19日月曜日の落雷により故障している、出口側計量器及びし尿処理施設のメタノール液位計並びに2月13日に発生した突風により破損した屋内ストックヤードシャッターの修繕費について保険金が確定したことに伴い、380万3,000円を増額するものでございませう。

続きまして、歳出につきましてはご説明申し上げます。6ページを御覧ください。最初に、1款1項1目議会費、8節旅費から13節使用料及び賃借料につきましては、執行見込みがついた不用額を減額するものでございませう。

続きまして、2款1項1目一般管理費、8節旅費から12節委託料につきましては、執行見込みがついた不用額を減額するものでございませう。

次の2目財産管理費、12節委託料、消防用設備保守点検業務委託費につきましても、執行見込みがついた不用額を減額するものでございませう。

次に、3目施設整備基金費、24節積立金につきましては、蓮田白岡衛生組合施設整備基金条例に基づき、将来の施設整備に必要な財源として1,700万2,000円の積み増しをお願いするものでございませう。

7ページを御覧ください。3款1項1目清掃総務費、11節役務費、指定ごみ袋売捌手数料及び12節委託料、指定ごみ袋製作及び配送業務委託費につきましては、有料指定ごみ袋の販売数が見込みを上回ることから、それぞれ増額をお願いするものでございませう。

次に、2目じん芥処理費、12節委託料につきましては、執行見込みがついた不用額を減額するものでございませう。

以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○江原浩之議長 説明が終わりました。



◎議案第5号に対する質疑

○江原浩之議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、近藤議員。

○9番 近藤純枝議員 近藤でございます。質問は歳入のところの財産収入のところに關します利息及び配当金の部門で、内容をどのようなものを預金をし、預金をした結果、この利息がついたかというものを教えていただきたいのですが、よろしくお願いいたします。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼庶務課長兼会計室長 こちらのほうの財産収入のほうですが、施設整備基金の積立てをしています4億5,000万につきまして、定期預金で積み増しをさせていただきました。それ以外に定期預金積立てをさせていただきました、4億5,000万の定期につきましては、140日積みまして、31万684円利子がついております。

それ以外に施設整備基金の普通預金のほうも、以前までは預金の利子がついていなかったのですが、今回つきまして、578万7,732円の1%つきまして、1,791円ということで、合わせまして31万2,475円が利子がついております。施設整備基金の運用した利子になります。

以上になります。

○江原浩之議長 9番、近藤議員。

○9番 近藤純枝議員 ありがとうございます。どちらの銀行にということは教えていただけるのでしょうか。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼庶務課長兼会計室長 埼玉りそな銀行に定期預金したのですが、一応市内の各銀行に利率につきましては確認をしまして、一番高い金利がつく銀行に積立てをさせていただきました。

以上となります。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

6番、石渡議員。

○6番 石渡征浩議員 同じ歳入のところで、2款の使用料及び手数料のごみ手数料ということで、指定袋の販売数が伸びたということで、率にすると補正前の2.3%ぐらいですか、なので、それを

誤差の範囲というふうに捉えられているのか、それとも明確に何か増えた要因があつて増えているのか、もしその明確な要因があればお聞きしたいのですが。

○江原浩之議長 大矢課長。

○大矢周治廃棄物対策課長 指定ごみ袋につきましては、今までコロナ禍で自治会のほうで会員の皆様のほうに指定ごみ袋還元といたしまして、指定ごみ袋を配付していたということがありまして、そういったことから取扱店の注文の増加が今までありました。コロナが第5類の扱いになり、社会活動が以前のように戻りまして、戻ったのですが、ただ年度末に注文が増えることに備えまして、お店さんのほうが在庫切れを起こさないように取扱店からの注文が年度末になりますと増えるという傾向になってございます。

以上でございます。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

なしでよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○江原浩之議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○江原浩之議長 これより採決に入ります。

議案第5号 令和6年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○江原浩之議長 ご着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の内容説明

○江原浩之議長 日程第11、議案第6号 令和7年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

齋藤事務局長。

○齋藤芳和事務局長 それでは、議案第6号 令和7年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算の主な内容につきましてご説明を申し上げます。

1ページ、2ページにつきましては、今年度から令和7年度一般会計予算整理表を新たに追加させていただきます。

それでは、3ページを御覧ください。第1条では、令和7年度の当初予算総額について、歳入歳出それぞれ20億9,285万6,000円と定めるものでございます。

次に、第2条では、債務負担行為について定めております。詳細につきましては、6ページ及び7ページに記載のとおり、環境センターだより印刷製本費ほか19件を定めるものでございます。

次の第3条では、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

次に、第4条でございますが、一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書により説明申し上げます。恐れ入りますが、10ページをお開きください。総括につきましては、歳入歳出合計それぞれの総額は20億9,285万6,000円、前年度比較は1億4,941万3,000円、7.7%の増となっております。

それでは、歳入の主なものにつきましてご説明申し上げます。12ページをお開きください。1款1項1目分担金につきましては、組合同規約に基づき、均等割25%、人口割75%に相当する額として13億6,241万6,000円を両市にご負担いただくものです。蓮田市52.878%、白岡市47.122%の割合となり、前年度と比較し2,811万3,000円、2.1%の増でございます。

次に、2項1目負担金につきましては、不燃物収集運搬に係る費用の負担金でございます。組合同規約及び条例の規定に基づき、1世帯につき月額140円を両市にご負担いただいているものです。前年度と比較し、蓮田市で延べ312世帯の減、白岡市で688世帯の減を見込んでおります。また、蓮田市の環境センターだより全戸配布負担金として173万1,000円を計上しております。

続きまして、2款1項1目使用料、1節リサイクルプラザ使用料につきましては、エコプラザの研修室、会議室を利用する際の使用料でございます。

次に、2款2項1目手数料、1節ごみ手数料のごみ処理手数料につきましては、有料指定ごみ袋の販売手数料でございます。

次の搬入ごみ手数料につきましては、当組合にごみを持ち込む際の手数料でございます。

13ページを御覧ください。2段目の3款1項1目衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金につきましては、ごみ処理施設の基幹的設備改良工事の実施に当たり、令和7年度に実施する発注者支援業務委託に要する費用の交付金でございます。

次に、4款1項1目利子及び配当金につきましては、施設整備基金の運用利子でございます。

一番下の段の4款2項1目物品売払収入につきましては、鉄、アルミ、ペットボトル、古紙類などの各種資源物の売却収入でございます。資源物につきましては、鉄類は単価が下落しておりますが、アルミ、ペットボトル、古紙類の単価が昨年度より値上がりしていることから、前年度と比較して2,186万3,000円の増となっております。

14ページをお開きください。リサイクル肥料の売却収入につきましては、12月議会でご指摘がありましたので、新たに細節を設けさせていただきました。

次の5款1項1目基金繰入金につきましては、施設整備の費用に不足が生じた場合の財源として基金を充てることが想定されることから、目開けとして計上させていただいております。

次に、6款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金として2,000万円を計上しております。

15ページを御覧ください。次の7款2項1目雑入につきましては、収集日程表及び組合ホームページへの広告掲載料やエコプラザでの体験講座の参加費用のほか、職員並びに委託業者の駐車場使用料等でございます。

次の8款1項1目衛生債、旧し尿処理施設解体工事債につきましては、30キロリットルし尿処理施設及びテント倉庫解体工事に要する費用の約75％を国の財政融資資金により起債を行うものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。16ページをお開きください。最初に、1款1項1目議会費については、議員報酬及び議員視察研修に係る旅費のほか、会議録調製業務委託費や車両借上料などを計上しております。

次に、2款1項1目一般管理費、1節報酬につきましては、正副管理者並びに各審議会委員等の非常勤特別職及び会計年度任用職員の報酬でございます。

2節給料は、再任用職員3名を含む職員32名の給料でございます。

17ページを御覧ください。3節職員手当等から4節共済費につきましては、職員32名分及び会計年度任用職員の人件費でございます。

次に、8節旅費につきましては、非常勤特別職の費用弁償及び職員の旅費でございます。

次に、10節需用費の印刷製本費につきましては、ごみ収集日程表及び年3回発行しております環境センターだより等の作成に要する費用でございます。

次に、11節役務費、通信運搬費につきましては、電話料及びインターネットの回線使用料でございます。

次に、12節委託料の3つ目、例規データベース保守管理業務委託費については、例規集の追録、加除及び例規データベースの保守管理に加え、例規の立案・審査等の法制支援システムに要する業務委託費でございます。

18ページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金の埼玉県総合事務組合退職手当負担金につきましては、2名の職員が60歳で退職を予定していることから、445万1,000円増の負担金を計上しております。

次に、2目財産管理費、12節委託料の電気設備点検業務委託費につきましては、電気事業法で規定されている電気工作物の保安管理業務に要する業務委託費でございます。

19ページを御覧ください。庁舎定期清掃業務委託費、こちらにつきましては、ごみ処理施設、し尿処理施設、管理棟、リサイクルプラザ、4か所の定期清掃に要する業務委託費でございます。

5つ飛びまして、廃棄物処理施設解体工事施工監理業務委託費につきましては、30キロリットルし尿処理施設並びにテント倉庫の解体工事に伴う施工監理の業務委託費でございます。

次の資源物等保管倉庫設計業務委託費につきましては、テント倉庫の解体に伴い、新たに資源物等の保管倉庫を建設するための設計に要する業務委託費でございます。

次の13節使用料及び賃借料については、組合で使用するコピー機などOA機器及び電算事務機器の借り上げに要する費用でございます。

次に、14節工事請負費、管理棟改修工事につきましては、印刷室及び電算室の老朽化しているエアコンの交換に要する工事費のほか、管理棟2階ベランダの防水工事に要する工事費でございます。

次の廃棄物処理施設解体工事は、ごみ処理施設基幹的設備改良工事の実施に当たり、大型クレーンの配置場所を確保するため、既設のテント倉庫及び30キロリットルし尿処理施設を解体するための工事費用でございます。

次の消防水利採水口設置工事は、現在30キロリットルし尿処理施設の沈殿槽を消防水利として指定しているため、解体前に、新たにごみ処理施設の噴射水槽を消防水利として使用するための採水口を設置する工事費でございます。

次の場内電柱移設工事につきましては、基幹的設備改良工事に伴う、大型クレーンの設置場所及び稼働範囲内に一軸破碎設備等へ電源を供給するための低圧ケーブルがあるため、架線のルートを変更するための電柱移設工事に要する工事費でございます。

次に、3目施設整備基金費につきましては、施設整備基金条例に基づき、当組合の施設整備に必要な財源を確保するための費用として積立てするものでございます。

20ページをお開きください。一番下の段の3款1項1目清掃総務費、10節需用費の3つ目、光熱水費につきましては、電気料及び水道料等の費用でございます。電気料につきましては、契約内容

の見直しにより、前年度より508万5,000円を減額し、1億7,757万3,000円を計上しております。

次に、11節役務費の指定ごみ袋売捌手数料及び清掃券売捌手数料につきましては、取扱店への売捌手数料でございます。

次に、12節委託料、指定ごみ袋製作及び配送業務委託費につきましては、有料指定ごみ袋の製作及び配送に要する業務委託費でございます。

21ページを御覧ください。ごみ処理施設環境測定業務委託費につきましては、法令の規定に基づき、排ガスや焼却灰のダイオキシン類濃度、こちらのほうを測定する業務委託費でございます。

1つ飛びまして、計量受付業務委託費につきましては、当組合に直接持ち込まれる廃棄物の計量受付及び手数料の徴収業務に要する委託費でございます。

1つ飛びまして、施設維持管理運転業務委託費、こちらにつきましては、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設の運転管理に要する業務委託費でございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金の職員研修負担金につきましては、ごみクレーン運転免許等の資格取得に要する費用でございます。

1つ飛びまして、全国都市清掃会議負担金につきましては、施設整備に関する技術支援等を受けるため、廃棄物処理事業を所管する市町村、一部事務組合など531団体が加入している公益社団法人に加入するための負担金でございます。

次に、2目じん芥処理費、10節需用費、消耗品費につきましては、廃乾電池用のドラム缶や防じんマスク、防護服、焼却炉に使用する熱電対などの消耗品を購入する費用でございます。

次に、1つ飛びまして、機械修繕料、こちらにつきましては、緊急的な修繕費のほか、再燃焼用バーナーの点検整備費、消石灰移送配管の修繕に要する費用でございます。

次に、1つ飛びまして、薬品費につきましては、ごみ焼却時に発生する窒素酸化物、塩化水素などの排気ガスを中和、除去するための尿素水や消石灰などの薬品の購入に要する費用でございます。

次の機械点検整備料につきましては、コンプレッサー点検整備、排ガス分析計等、ごみ処理施設の機器類の点検整備に要する費用でございます。

次に、12節委託料の燃えるごみ等収集業務委託費につきましては、行政区域内の約5万世帯、3,700か所の集積所に排出される燃えるごみ等の収集業務に要する費用でございます。

22ページをお開きください。焼却灰・ばいじん等処分業務委託費につきましては、焼却灰、ばいじん等を民間業者により資源化及び埋立てなどの処分に要する委託費用でございます。

次のごみ処理施設機器保守点検業務委託費につきましては、重油等の地下タンクやバグフィルターなどの点検整備に要する費用でございます。

次のガラス類・ペットボトル等処分業務委託費につきましては、ガラス類、ペットボトル等をリサイクルするための中間処理に要する費用でございます。

4つ飛びまして、長寿命化総合計画等作成業務委託費につきましては、令和5年度からの継続費

で、ごみ処理施設の基幹的設備改良工事を実施するための長寿命化総合計画、地域計画等の策定費用でございます。

1つ飛びまして、発注者支援業務委託費につきましては、ごみ処理施設の基幹的設備改良工事の実施に当たりまして、発注者の支援を目的として専門的な知識、資格を有する業者に発注仕様書の作成及び工事工程表の作成を委託するための費用でございます。なお、当該業務は循環型社会形成推進交付金の対象でございますので、委託費の3分の1が国から交付される予定となっております。580万円を歳入予算に計上させていただいております。

次に、13節使用料及び賃借料の重機借上料につきましては、場内で使用する5台の重機の借り上げに要する費用でございます。

次に、14節工事請負費、焼却炉補修工事につきましては、焼却炉内の耐火物等の補修工事に要する費用でございます。

次の粗大ごみ処理施設機器補修工事につきましては、プラットホーム制御盤、切断機制御盤、鉄・アルミプレス機制御盤のシーケンサー交換に要する工事費でございます。

次のごみ処理施設機器補修工事につきましては、ごみ焼却施設の自動燃焼装置監視用のパソコンの更新工事費及びクレーンの補修に要する工事費のほか、緊急的な補修工事に要する費用でございます。老朽化によりまして突発的な故障が増加傾向にあるため、昨年より500万円緊急工事費のほうは増額して予算を計上させていただいております。

次の電気設備保守工事につきましては、ごみ焼却施設の無停電電源装置の直流電源及びインバーター制御ユニットなどの部品交換に要する工事費でございます。

次に、3目し尿処理費、10節需用費の消耗品費につきましては、現場機器で使用するVベルトや膜カートリッジ等の消耗品を購入する費用でございます。

次の機械修繕料につきましては、破碎機カッター交換など定期的な修繕費のほか、し尿処理施設における緊急的な修繕に要する費用でございます。

23ページを御覧ください。薬品費につきましては、し尿を処理する過程で使用する薬品を購入する費用でございます。

次の機械点検整備料につきましては、老朽化により性能が低下しているポンプ類の整備費及び遠心分離機等の点検整備に要する費用でございます。

次に、12節委託料のし尿収集業務委託費につきましては、汲取り式トイレを利用している世帯及び仮設トイレなどのし尿を収集する委託費でございます。

次のし尿処理施設清掃業務委託費につきましては、し尿を貯留する各槽内の沈殿物を清掃、除去するための業務委託費及び高度処理用活性炭の交換に要する費用でございます。

次の脱水汚泥処分業務委託費につきましては、し尿処理施設で発生する脱水汚泥を民間業者に委託して処分するための業務委託費でございます。

次のし尿処理施設整備基本構想策定業務委託費、こちらにつきましては、白岡市の公共下水道整備計画により、組合付近まで公共下水の配管が布設される計画があり、組合が公共下水に接続する予定があれば、埋設する配管の口径を太くしておくなどの対応が必要となるため、既存のし尿処理施設を延命化して使用する場合や公共下水に接続した場合のライフサイクルコストを比較するなど、ごみ処理施設と同様に、将来的なし尿処理施設の整備手法を確定させるための業務委託費でございます。

次の14節し尿処理施設機器補修工事につきましては、汚泥混合槽の攪拌機の交換及びし尿処理施設のシーケンス交換に要する工事費並びに設置後23年が経過している中央制御室のエアコンの交換に要する工事費用でございます。

続きまして、4目リサイクル促進費、7節報償費につきましては、リサイクルプラザ事業として予定している体験講座における講師謝礼でございます。

次の消耗品費につきましては、販売用の肥料の購入費及びリサイクル家具類の補修用資材、体験講座における消耗品の購入費でございます。

次に、12節委託料のリサイクルプラザ運営等業務委託費につきましては、リサイクルステーションの受付業務のほか、家具類の補修業務等について、公益財団法人いきいき埼玉へ委託する費用でございます。

次に、17節備品購入費につきましては、リサイクル肥料を小袋で販売するための計量器を購入するための費用でございます。

24ページをお開きください。4款1項1目元金の22節償還金、利子及び割引料につきましては、ストックヤード整備事業2件、ごみ焼却施設延命化事業4件、ごみ焼却施設改修事業など5件、合計11件に対する地方債の元金でございます。

2目利子につきましては、地方債借入れに係る利子でございます。

最後に、5款予備費につきましては、前年と同額を計上させていただいております。

次に、25ページから39ページまでにつきましては、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を掲載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

続きまして、予算書に添付している資料についてご説明申し上げます。最終ページについている資料についてお手元にご用意ください。

今後予定されているごみ焼却施設の基幹的設備改良工事の実施に当たりまして、既存のテント倉庫及び30キロリットルし尿処理施設の解体工事の設計業務など、令和7年度当初予算に係る工事が複数計上されていることから、こちらの資料を添付させていただきました。

1の廃棄物処理施設解体設計業務委託から6の資源物保管倉庫設計業務委託までが令和7年度当初予算の中に計上されている業務でございます。

実施時期につきましては、四半期ごとで区分けし、網かけしております。おおむね上半期と下半期で実施する内容で分かれております。

備考欄には主な内容を記載させていただいております。

次に、7の資源物保管倉庫建設工事でございますが、令和8年11月から基幹的設備改良工事の仮設工事が計画されております。6の設計業務が終わり次第、工事費及び債務負担行為の補正を行わせていただきまして、速やかに入札を実施して建設業者を確定させ、令和8年4月から工事に着手できるように進めてまいりたいと考えております。

また、裏面に解体前の配置図と解体後の配置図を記載させていただいております。

③の赤字で囲われている部分が令和7年度中に除却する施設の内容でございます。こちらにある施設を全て解体して更地にした後に、下にありますように、基幹的設備改良工事のときに大型クレーンを設置します。また、テント倉庫、資源物の保管倉庫がなくなってしまうので、④、黄色のところ 新しい倉庫を建設するという内容で計画をさせていただいているところでございます。参考として考えていただければと思います。

以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○江原浩之議長 説明が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時23分

○江原浩之議長 現在員12名であります。再開いたします。

休憩前に引き続き、議案第6号 令和7年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算についての質疑を行います。



◎議案第6号に対する質疑

○江原浩之議長 質疑はありますか。

11番、斎藤議員。

○11番 斎藤信治議員 いろいろ聞きたいことあるのですが、1つ、最後に説明いただいたそ

の基幹的設備改良工事に伴う関係工事等ということで、額の話はしたのですが、それを聞く前に、そもそもこの基幹的設備改良工事というのは全体としてどのくらいの計画なので、何をしようとして、最終的にどうしようとしているのか。ちょっとその辺の全体像が全く見えないので、そこら辺を説明していただきたいのですが。

○江原浩之議長 齋藤事務局長。

○齋藤芳和事務局長 まず、基幹的設備改良工事ですが、令和8年度から11年度にかけてごみ焼却施設の主要な機器類の交換をする工事でございます。この工事をするによって、既存の施設を令和32年度まで使用することができるようにするための工事でございます。

まず、3つの焼却炉がございまして、平成12年の有料指定ごみ袋制度によりごみの量が減りましたので、今現在1号炉が休炉しております。整備を行っておりませんので、使っておりません。まずは、8年度に仮設の工事が始まりまして、9年度から本格的な工事に入っていきます。9年度に、まず1号炉、使用していない1号炉をまず新しい機器類に入れ替えることによって、稼働できるようにした上で、次に2号炉を整備をすると。その後に最終的には3号炉が休炉すると。具体的な工事の内容ですが、焼却炉の使用機器の更新という形がメインの工事になります。焼却炉の本体、外側の骨格みたいなところは傷んでいるところ以外は、骨格はそのままに、中身を全て入れ替えるような工事になります。また、大型のクレーン、クレーンなんかもあと残り20年使うということで、更新の対象になっております。あと、バグフィルターも更新の対象、主要な機器は全て交換するような内容になります。

あと、今バグフィルターを通すために入り口に急冷塔という水を利用して温度を下げる装置がついているのですが、水噴射方式ではなくて、今後は減温塔という空冷式のものに入れ替えると。今回基幹的設備改良工事、国の交付金を使うのですが、国の交付金を使うには、現在のCO₂、二酸化炭素の排出量を3%以上削減しなくてはならないということなので、電気で動いている機械はインバーター制御に変えたり、そういったことでCO₂の削減を図ります。

また、その急冷塔から減温塔にすることによっても大きな削減効果があります。あと、水銀灯をLED系の電灯にしたりということで、そういった大規模な改修工事が基幹的設備改良工事でございます。

あくまでも11年度までにやるのは、ごみ焼却施設に係る工事でございます。その後は隣接している粗大ごみ処理施設、こちらのほうも現在の計画の段階ではやることになっているのですが、内容についてはまだ未確定になっております。

以上でございます。

○江原浩之議長 ほかに質疑は。

9番、近藤議員。

○9番 近藤純枝議員 質問させていただきます。

23ページにあります12節の委託費のことなのですが、丸ポチ4つありますが、一番下のし尿処理施設整備基本構想策定業務委託について、その調査を行うのですが、もう少し具体的にまた内容などの説明をお願いしたいのですが、いかがでしょうか、よろしくお願いいたします。

○江原浩之議長 片岡次長。

○片岡 司次長兼施設管理課長 こちらの内容になりますが、し尿処理施設整備基本構想業務委託についてですが、し尿処理施設は供用開始から23年が経過した施設でございます、現在の長寿命化計画は令和2年度に策定いたしまして、令和13年、14年に基幹的設備改良工事を予定しております。計画策定段階では、施設の更新と延命化を比較し、延命化を図る方針といたしましたが、白岡市の下水道整備計画により白岡市工業団地への公共下水道の整備が進められており、し尿処理施設の整備方針に公共下水道へ接続し、広域処理を行うという新たな選択肢が加わりましたので、施設整備全体計画や概算資金計画を含めた詳細な調査を実施いたしまして、その結果から費用対効果の検証を行い、これから目指すべきし尿処理施設についての方針及び手法を検討するための内容となっております。

○江原浩之議長 9番、近藤議員。

○9番 近藤純枝議員 ありがとうございます。もう少し具体的にどのような整備方法を比較をするのか、教えていただけませんか。

○江原浩之議長 片岡次長。

○片岡 司次長兼施設管理課長 施設整備方針の詳細についてですが、まず既存施設の延命化、こちらにつきましては、河川放流方式となっております。

続いて、公共下水道へ接続する場合も2通り考えられております。まず、公共下水道へ接続し、広域処理をする、こちらのほうは希釈放流方法ということになります。続いて、汚泥再生センターへの改造、こちらは脱水汚泥を助燃剤化し、汚水を希釈して放流する方法でございます。もう一つは、施設の更新ということになります。この4つの処理方法等について比較検討を行ってまいります。

以上でございます。

○江原浩之議長 ほかに質疑はありませんか。

11番、斎藤議員。

○11番 斎藤信治議員 今のし尿処理費用のこれ、3,000万増となっております。この3,000万増になった要因を教えてください。

○江原浩之議長 答弁整理のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時32分

○江原浩之議長 現在員12名であります。再開いたします。

高橋次長。

○高橋利男次長兼庶務課長兼会計室長 し尿処理施設が3,000万円増になっている理由ですが、今回のし尿処理施設整備基本構想の増額もそうなのですが、工事費でし尿処理施設の機器修繕工事が1,342万円増になっていますので、それで増えているということとなります。

○江原浩之議長 片岡次長。

○片岡 司次長兼施設管理課長 そのほかに先ほど申し上げました基本構想、そのほかに機械点検整備、そちらのほうも若干こちらに含められまして、整備が必要になったということで増額のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○江原浩之議長 齋藤事務局長。

○齋藤芳和事務局長 3,000万増の理由ですが、まず10節の需用費、こちらのほうで水処理用の薬品費で、昨年よりも約1,300万円、あとし尿処理施設、12節の委託料は基本構想を含めて430万ぐらいの増、あとは工事請負費、14節で、1,342万増という形になっていますので、約3,000万円の増、こちらは需用費、委託料、工事請負費で増額となっているものでございます。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

12番、菱沼議員。

○12番 菱沼あゆ美議員 すみません。ちょっと事前がなかったのですがけれども、この物価高騰のときなので、今回の予算について、特に全体だとは思われるのですがけれども、物価高騰について影響が大きかった項目についてお伺いします。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼庶務課長兼会計室長 全体的に人件費が絡む部分については、3%ほど上がっているものがございまして、全体的にという詳細な部分は、現在ないのですが、ちょっとお待ちください、すみません。

○江原浩之議長 齋藤事務局長。

○齋藤芳和事務局長 全体的な影響としては、やはり人件費の高騰と工事請負費関係は、全て物価高騰が原因と考えられると思います。そのほかにも指定ごみ袋の関係も、当然原材料費が上がっている関係で年々毎年入札を行うと、価格が上がっていくような状況、販売価格は変わっていませんけれども、製作に係るコスト、特に配送業務の関係も燃料代等の影響によって少しずつ毎年上がっているような状況だと考えられます。

以上でございます。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

8 番、武藤議員。

○8 番 武藤康史議員 歳入のうち、地方債についてお聞きしたいと思います。

今回は旧し尿処理施設解体事業で衛生債が発行されていますが、この地方債のいわゆる起債の条件をもう少し詳しく教えていただければと思います。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼庶務課長兼会計室長 こちらの起債の条件でございますが、廃棄物処理施設の修繕や建設などについて借入れができます廃棄物処理事業債を利用しております。今回につきましては、廃棄物処理施設の解体工事につきましては、解体後建設するということで、事業債の対象になりまして、充当率が75%の借入れを行うことができました。

以上となります。

○江原浩之議長 ほかに質疑。

8 番、武藤議員。

○8 番 武藤康史議員 分かりました。交付税措置の見通しについてはいかがなのでしょう。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼庶務課長兼会計室長 交付税措置につきましては、一応こちらの借り入れた額に対して50%つくような形になっておりますので、こちらについては組合には直接入らないのですが、両市のほうに負担が入るような形になっております。

以上となります。

○江原浩之議長 8 番、武藤議員。

○8 番 武藤康史議員 すみません。全般論としての質問になってしまうのですが、こういう起債をするときのどこまで起債するかという判断については、これは市町と同じように、実質公債費比率等を見ながら、これぐらいの水準を維持していこうというようなその基準、その起債の規模のコントロールに関する考え方については、どのようにされていらっしゃるのでしょうか。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼庶務課長兼会計室長 起債の借入れにつきましては、両市の財政課と相談しまして、うちの組合のほうの施設を整備する際、5年以上の機械がもつものについて、一応対象としております。その中で両市で了解いただいたものについて起債を借り入れるような形を取っております。

以上となります。

○江原浩之議長 齋藤事務局長。

○齋藤芳和事務局長 単年度の支出が多額になるようなもの、特に工事とかで凸凹にならないように平準化するという目的と、あとはやはり借入れですので、将来的な公債費が増えてしまうということも懸念しまして、その辺については財政課と協議をしながら、個別に相談をさせていただいて決

めていくというような決め方をしております。

○江原浩之議長 8番、武藤議員。

○8番 武藤康史議員 分かりました。全体的なコントロールという観点での指標というのは、市町と同じように、その実質公債費比率などは常に追っかけていき、この衛生債においても、実質国の許可等々というのは、市町の場合18%超えるとその許認可の該当になりますけれども、そのような適用に関してはこの衛生債に関しても市町と同じように、地方債というくくりの中で同様にされているという理解でよろしかったでしょうか。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼庶務課長兼会計室長 そのとおりでございます。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

9番、近藤議員。

○9番 近藤純枝議員 それでは、18ページになりますが、負担金、補助及び交付金のところの一番下の敦賀市民間最終処分場行政代執行の負担金のことについてお伺いしたいと思います。

これは、昨年私どもに視察研修ということで敦賀市のほうを選んでいただいて、この現状を確認することができたということ、職員の皆様や関係の皆様には大変お世話になったり、ありがたかったなというふうに思っております。大変勉強になりました。敦賀市さんは、処分場はあるのですが、処分場には出していないということが分かりましたし、この業者を指導すべき福井県などが違法に投棄された廃棄物の代執行費用を負担するなど、敦賀市さんがご苦労されているということもよく分かりました。

廃棄物の処理をするというのを私たちもこの議会に入らせていただいて、お金を払って終わりというような考えでちょっといたところもあったのが、そうではないということを理解することができまして、本当に大変有意義な研修となったということをまずお伝えしたいと思います。

そして、今度これ改選になりますが、いろいろ予算の都合等々があるかもしれませんが、これは継続的に敦賀市さんの確認に行っていたきたいと思います。そして、ここで質問なのですが、この敦賀市さんの負担金が昨年度を見ますと5万7,000円で、今年は4万1,000円というふうに減っておりますが、この理由についてお願いいたします。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼庶務課長兼会計室長 こちらにつきましては、昨年度の予算で5万7,000円でしたが、今年度につきましては4万1,000円になっております。こちらにつきましては、敦賀市のほうに確認しましたら、令和7年度に支払う令和5年度の水処理対策費用について、前年度で実施していた浄化推進対策工事に対する費用負担が少なくなって、水処理の処理費用の負担が減ったということで、今回下がった要因になっていきます。しかしながら、今後施設が老朽化していきますので、また負担金については上がってくるということもあり得るということで報告を受けております。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

11番、斎藤議員。

○11番 斎藤信治議員 1つ、今年度自動車番号認識システム借上料というのがあるのですが、7年度にはそれが計上されていないのですが、それはどうしたことなのでしょう。

○江原浩之議長 大矢課長。

○大矢周治廃棄物対策課長 借上料につきましては、昨年の10月で借上期間が終わりまして、その後の期間につきましては、組合のほうに帰属するということになっております。そのため、借上料は計上してございません。

○江原浩之議長 11番、斎藤議員。

○11番 斎藤信治議員 ありがとうございます。すみません。そうすると、それは逆に壊れたらば、その辺の保守はどうなるのですか。

○江原浩之議長 大矢課長。

○大矢周治廃棄物対策課長 保守点検業務につきましては、1年間契約を毎年させていただいております。

○江原浩之議長 11番、斎藤議員。

○11番 斎藤信治議員 ありがとうございます。それでは、29ページで給与なのですが、給与は基本的に上がっているという前提でお話聞いていると思うのですが、ここは平均給与なので、何とも言えないですけれども、令和6年の1月1日で38万2,700円、令和7年が38万円と、年齢が2つ下がっているんで、2年でというのはあるかもしれませんが、額面だけ見てしまうと、要するにこれは手取りですよ、この額は。手取りが減っているのではないという話だと思うのですが、これはどう説明していただけるのでしょうか。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼庶務課長兼会計室長 29ページの職員1人当たりの給与と給料月額なのですが、こちらについては平均給料月額は、職員給料に扶養手当、管理職手当などの諸手当を合計し、金額の平均となっております。令和6年1月では、管理職の人数が10名いたのですが、令和7年1月には9名となりまして、管理職手当の支給が減少したことによって平均給与の額が下がった要因となっております。

以上となります。

○江原浩之議長 11番、斎藤議員。

○11番 斎藤信治議員 そうすると、それは手当が減ったわけですね。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼庶務課長兼会計室長 すみません。管理職手当が減少した、1名分減ったことによって平均が下がったということになります。

以上です。

○江原浩之議長 11番、斎藤議員。

○11番 斎藤信治議員 管理職が減ったということで、手当がこれだけ見ていて世間並みに給与が上がっているのかなとちょっと気になるのですが、そこは先ほどの条例で地域手当が減らされてしまったということもあって、賛成しながら何を言っているかとありますけれども、そういう意味でいうと、もっと上げてもいいのかなと思ってはいるのですが、このレベルでいいのですか。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼庶務課長兼会計室長 全体的に言いますと、給料が下がっているように見えるのですが、平均年齢が全体的に下がっておりまして、こちらのほうで30ページを見ていただければと思うのですが、こちらは7年1月現在と6年1月現在を比較したものです、年齢ではないのですが、上に行くほど人数が減っておりまして、2級の職員が非常に多い状況になっています。ですので、平均からしたものに対しては、やはり全体的に下がってしまうという傾向になっておりますので、こういう結果になっているということでございます。

以上でございます。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

9番、近藤議員。

○9番 近藤純枝議員 最後の質問となるとは私思うのですけれども、ページの21ページにございます清掃費の26節、賦課金の関係なのですが、以前にちょっとというか、私もちょっと調べてみますと、その燃やした煙が出たところが、その汚染負荷量賦課金というのがあるということを以前にもちょっと伺ったのですが、蓮田市がどのような形でそれが出たから、どういうふう to その経費などというのでしょうか、賦課金の内容と支出する経費などをちょっともう少し教えていただきたいと思うのですが、よろしくお願いいたします。

○江原浩之議長 片岡次長。

○片岡 司次長兼施設管理課長 汚染負荷量賦課金のこの内容になりますけれども、当組合におきましては、ばい煙発生施設という位置づけになっております。こちらのほうにつきましては、昭和49年に健康公害被害補償制度ということで国からの補償制度ということになりますが、この公害健康被害への補償するものとなっております、こちらのほうについては、法律に基づきまして賦課金というのが発生しております。今現在、その単価というのが過去分というのと現在分というのがございまして、過去分というのが39.4円、こちらのほうは平方メートル当たりになるのですけれども、そちらのほうは17万4,000円ほどございました。現在分というので分けられておりまして、現在分というのが122.28円という形の試算をさせていただいております。この試算方法というのは、やはり国からのマニュアルというか、入力方式によって試算させていただいたものになっておりまして、それに基づいて組合から支出しているものでございます。

以上でございます。

○江原浩之議長 齋藤事務局長。

○齋藤芳和事務局長 すみません、補足の説明をさせていただきます。

まず、汚染負荷量賦課金につきましては、公害補償制度に基づきまして、大気汚染等による気管支ぜんそくなど特定の地域で発生している公害被害者、こちらに補償を行うものでございます。例えば四日市ぜんそくであったり、あとは工業団地等によってその健康被害に遭われている方、こちらの方たちに公害による補償給付と公害福祉事業に必要な費用の相当分をばい煙発生施設設置者から徴収をして、発生した地域の都道府県、46の県市区、こちらのほうにお支払いをするという内容になります。

具体的には、昭和62年の4月1日にばい煙施設を有していた設置者が対象となっております。その昭和62年4月1日現在に建てた人たちは、まず硫黄酸化物、 SO_2 という排気ガスに対して、昭和57年から61年までに排出した量が過去分という形で負担を計算してお支払いします。

また、現在分として現在の焼却施設から出る硫黄酸化物と合わせて燃料の中に硫黄分が入りますので、重油やガソリン等、そういったところの使用量から硫黄酸化物を出した部分を現在分として計算をして、毎年申告をして納付をすると。納付先は、独立行政法人の環境再生保全機構というところがその汚染賦課金を取りまとめて、それを健康被害に遭った市区町村にお支払いをするという流れで、そういった性質の賦課金となります。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

高橋次長。

○高橋利男次長兼庶務課長兼会計室長 すみません。先ほど武藤議員さんの質問に対しまして、交付税措置を説明させていただいたのですが、すみません、50%ではなくて、30%の誤りがございましたので、訂正させていただきます。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

10番、齋藤議員。

○10番 齋藤昌司議員 すみません。22ページの清掃費で、1段目のところの一番最後、発注者支援業務委託費なのですけれども、これは何者ぐらいいに対して負担というか、これを支援しているのでしょうか。

○江原浩之議長 齋藤事務局長。

○齋藤芳和事務局長 こちら債務負担行為で、先般入札のほうをさせていただきました。一般競争入札で応募したのですけれども、入札参加者は2者でございました。先般、無事に落札をされたという形になります。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

6番、石渡議員。

○6番 石渡征浩議員 ちょっと細かいところなのですが、13ページ、歳入のところ。一番下の財産収入の物品売払収入のところ、本年度の予算は1億400ということで、先ほど令和6年の補正のところ、1億500という数字が出てきたと思うのですが、アルミとペットボトルの単価が上昇しているということで、鉄は下がっているということだったのですが、この本年度の予算に関して補正の確定した額よりも100万ほど低いということで、それはアルミとかペットボトルの売却の単価が今後上がり続けるかどうか不透明だったというふうに見たのか、それとも恐らく上がり続けるのだろうけれども、歳入なので、慎重に読んだのか、その辺のこの予算を決めたプロセスを確認したいと。

○江原浩之議長 齋藤事務局長。

○齋藤芳和事務局長 議員さんのおっしゃるとおりでございます。年間通しての単価、四半期ごとに入札をして価格を見込んでおります。鉄については下落傾向ということで、当初予算で比較いたしますと、まず数量の減少があるということを確認していただきたいのと、あと単価が下がっているもの、上がっているものでも、上がっていても結局落ちる可能性もありますので、その辺はちょっと相場を見ながらという形で予算を組んでいるということを説明させていただきます。

まず、鉄プレスにつきましては、昨年度の予算は132トンだったものに対して123トン、数量が9トン減少を見込んでおります。また、単価につきましては、3万9,500円で見えていたものが、今回令和7年度は3万4,900円と、4,600円ほど単価が減少するという見込みになっております。

アルミプレスにつきましても、令和6年度137トンのものが130トンと、7トンほど減少するような見込みを立てております。単価につきましては、昨年15万3,400円で見込んでいたものが、今回は21万600円というふうに、現在高値で推移しているものに関しては高く見させていただいて、アルミは5万7,200円増で見込んでいる、このような形で数量の減少と単価の上昇、下落傾向にあるかというのをある程度見込んだ上で予算のほうは組ませていただいております。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

11番、齋藤議員。

○11番 齋藤信治議員 質問というか、職員の今人集め、大変な状態だと思います。今衛生組合として採用の状況とか、採用予定とか、採用を実質的にどれぐらい採用できている可能性があるのか、その辺のことを教えていただけますか。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼庶務課長兼会計室長 令和7年4月1日現在で採用する職員が今1名いるのですが、これについては、令和6年の10月から公募しまして、1名採用となっております。採用につきましては、以前につきましては受験者が結構いたのですが、今現状受験者が減っております、非常に組合のほうも苦慮している点がございます。4月の採用に限らず、今後につきましては、10月採用とか、1月採用とか、そういう時期の採用を兼ねて幅広く採用に努めていきたいと考えており

ます。

○江原浩之議長 11番、斎藤議員。

○11番 斎藤信治議員 取りあえず1人入ったと。実質どのくらい欲しいと思って、採用予定、ちょっとその辺を確認させていただければと思います。

○江原浩之議長 高橋次長。

○高橋利男次長兼庶務課長兼会計室長 今現在、こちらの後ろのほうのページにございます、30ページにあります先ほど説明した級別職員人数なのですが、令和6年1月現在27名で、令和7年1月現在29名になっているのですが、令和7年4月1日現在、これを4月1日現在に直しますと、3月31日に3名退職しまして、4月1日に1名採用になります。そうしますと、27名の職員になりまして、2名減ということになります。この間につきましては、組合を3月31日で退職する職員が再任用職員を行うということに一応本人が申し出ておりますので、それで一時対応するのと、あとは会計年度任用職員の募集をしまして、一時的に対応させていただいて、今後採用が整えば正職員を増やしていきたいと考えております。最低29名以上の職員を維持していかないと、今後再任用職員とか、会計年度任用職員の任用を増やさないと対応できないかなと考えております。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

8番、武藤議員。

○8番 武藤康史議員 純粹な質問ではないのですが、先ほどあった燃えるごみの袋の話もありましたけれども、結果的にその燃えるごみの回収においては、今袋の収入から製作原価、これ4分の1ぐらいが原価になっていて、あと収集業務委託費が4億円あるので、結果的には2億3,000万以上の赤字にその持ち運びだけでなっていて、今後来年度以降に向けて、やっぱりいわゆる受益者負担として出す人が負担すべきものと、赤字になっている部分が結局両市町の市民が負担しているわけなので、押しなべて全員が負担するべきものとの比率の在り方を今後両市とご議論いただいた上で、今後のごみ袋が10円でも上がってはいけないという人ばかりでもなく、なかなかスーパーで買うときにはほかのものとまとめて買うので、実際幾らか自覚している人も少ないような状況かと思しますので、その辺の適正なその出す人の負担の比率の推移というものを適正に保つために、今後多少の必要な値上げを考えざるを得ないとは思っているのですが、その辺りのご議論を進めていただきたいと思いますけれども、その辺りの今の議論状況等はいかがでしょうか。

○江原浩之議長 斎藤事務局長。

○斎藤芳和事務局長 今回基幹的設備改良工事をやらせていただきます。国の交付金を利用するには、基幹的設備改良工事が終わる11年、その翌年以降にプラスチックの分別収集をやっていかなければいけない、プラスチックの分別収集をやらないと、逆に交付金はいただけないというような条件になっておりますので、今後は指定ごみ袋の見直しとまたプラスチックの分別収集をどうするか、こちらにつきましては、令和6年度、7年度にかけて、今廃棄物減量等推進審議会に諮問していると

ころでございます。手数料の関係につきましては、全国的には有料化が進んでいるところではございますが、埼玉県内ではまだ10市町村、比率にすると15.7%しか有料化していない、ほとんどが袋を指定しているだけとか、逆に無料で回収しているという自治体もございます。そういったところと比較されてしまうので、蓮田白岡の袋は高いとかってよく言われるところでございますので、この辺につきましては、審議会の中で慎重にご審議いただきまして、最終的に決断していく、そのように考えているところでございます。

○江原浩之議長 ほかに質疑ありませんか。

いかがですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○江原浩之議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○江原浩之議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○江原浩之議長 これより採決に入ります。

議案第6号 令和7年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○江原浩之議長 ご着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前 11 時 08 分

○江原浩之議長 現在員12名であります。再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。



◎副管理者の挨拶

○江原浩之議長 ここで副管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

藤井副管理者。

○藤井栄一郎副管理者 それでは、江原浩之議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和7年第1回蓮田白岡衛生組合の定例議会のご案内申し上げたところ、年度末の大変お忙しい中、議員の皆様にもご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

また、今回定例議会において提案しました議案につきまして、慎重審議、そしてまた熱心な討議をいただきまして、誠にありがとうございます。

今後も市民のために、安心安全な施設運営を職員と一丸となってやってまいりたい、そのように思っておりますので、議員の皆様の今後ますますのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。



◎閉会の宣告

○江原浩之議長 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和7年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前 11 時 10 分